

よこはま花と緑の推進リーダー会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「よこはま花と緑の推進リーダー会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、「よこはま花と緑の推進リーダー」の交流および緑化技術の向上を図り、「花と緑あふれる横浜」を目指し、推進リーダーとしての活動を通じて、地域で支えあう絆を育むことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 緑化に関する知識や技術の向上
- (2) リーダー同士の連携
- (3) 所属団体での活動の活性化
- (4) 所属している区での活動の広がり
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な活動 等

(組織)

第4条 本会は、「よこはま花と緑の推進リーダー」をもって組織する。

第2章 役員

(種別)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(選任)

第6条 役員を選任は、総会において行う。

- 2 本会に顧問、相談役を置くことができる。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の運営事務を司る。

- 4 会計は、本会の金銭出納を司る。

5 監事は、本会の会計および業務遂行状況を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第9条 総会は、年1回会長がこれを招集し、必要事項を出席会員の過半数をもって議決する。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3 役員会等は、会長が必要と認めた時に開催することができる。

(よこはま緑の推進団体連絡協議会との連携)

第10条 本会は、よこはま緑の推進団体連絡協議会の附属組織とする。

2 会長および副会長は、よこはま緑の推進団体連絡協議会理事会に必要に応じて参加し、必要事項について承認を得なければならない。

第4章 会計

(経費)

第11条 本会に要する経費は、よこはま花と緑の推進団体連絡協議会からの助成金、その他を持って充てるものとする。

(予算)

第12条 本会の収支予算は、年度開始前に会長が作成し、よこはま緑の推進団体連絡協議会総会の承認を得て定める。

(決算)

第13条 本会の収支決算は、監事の監査を得て、よこはま緑の推進団体連絡協議会総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

第15条 この規則の定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会等の決議を経て会長が別に定める。

付則

この規約は、平成 24 年 3 月 7 日から施行する。

この規約は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

この規約は、平成 31 年 4 月 18 日から施行する。